

ネイルサービス業の定義

一般社団法人ネイル実務認定機構（以下「当機構」という。）は、活動分野である「ネイルサービス業」について以下のように定義し、その実現に向け取り組んでまいります。

定義

お客様の身体の一部を施術することを認識し、ネイルに関する知識（施術の可否等）、技術（ケア、アート含め）を提供すること
お客様の御希望、御要望を引き出す力（カウンセリング）、施術の間お客様に安らぎや安心感等を与える接客を行なうこと
お客様の安全に配慮した知識、技術、空間の提供、コンプライアンスを重視したサービスの提供

当機構の考える方向性

- 1) ネイルサービス業を担うためのスキル（知識、技術、人間性、マナー等）は、独自に習得を行うことも可能な分野も存在するが、一般的に指導を受けて習得し、正しい知識、技術等で継続的に行なうことが重要です。そのためネイルサービス業を担う人材育成、中でも人材育成を行なうことができる指導員の育成が重要であると考えております。ネイルサービス業を担う「人」は実際にサービスを提供する者、及びその者を指導、教育する者が必要となります。当機構では、そのような人材の育成に取り組んでまいります。
- 2) ネイルサービス業を行なう上で、人材育成と同時に重要であるのが環境の整備です。ネイルサービス業を行なう場所は、ネイルサロンの衛生指針、消費者にお客様に安心感と信頼感をもたらす場所であること。指導に必要な道具類や教育システムが整っていることも重要です。ネイルサービス業を行なう環境づくり、指導を行う環境づくりも当機構は取り組んでまいります。
- 3) ネイルサービス業を行なう者は「爪」に関するプロフェッショナルです。あらゆる場面、あらゆる状態に適合した「ネイルサービス」が必要となります。ネイルサービス業はネイルサロンの運営やネイルの指導を行う分野を脱却し、「爪」のプロフェッショナルとして他分野のサポートを行なうことも重要であると考えております。一つの分野に留まらず広くネイルの普及に努めてまいります。